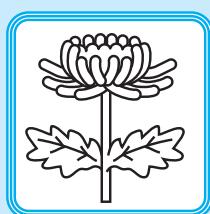


明るい選挙 寄附禁止のルール

政治家が選挙区内のかたに、お金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附を求めるることは、法律で禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

例えば、こんな行為が寄附禁止の対象になります！



葬式の香典※や
供花など



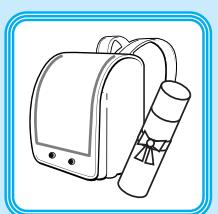
祭りの寄附や
飲食物の差し入れ



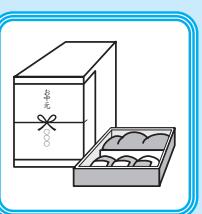
結婚祝※



就職祝・出産祝



入学祝・卒業祝



お中元やお歳暮



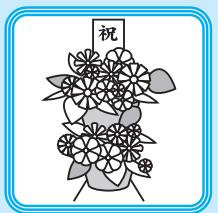
※以下の場合は処罰されません。
政治家本人が自ら出席する、結婚披露宴の祝儀または葬式や通常の香典。しかし、選挙を目的とした葬式や通常の常識を越えている場合は処罰されます。



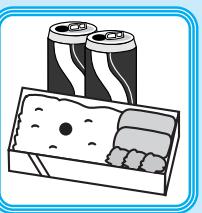
町会・自治会の集会や
旅行などの催事への
寸志や飲食物の差し入れ



病気見舞い



落成式・開店祝の
花輪など



地域の行事や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ

後援団体（いわゆる後援会）
が、香典、祝儀そのほか物品の
供与を行うことも禁止されています。

3 後援団体の寄附の 禁止

有権者が、政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求することは禁止されています。

2 政治家への寄附の 勧誘、要求の禁止

政治家名義の寄附をすることも禁止されています。
また、政治教育集会に関する実費の補償でも、食事や食事料の提供は禁止されています。

政治家（候補者、候補者ならうとするかたおよび現に公職にあるかた）が選挙区内のかたに寄附すること（政党や親族に対するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除く）は、いかなる名義の寄附でも禁止されています。
なお、政治家以外のかたが、政治家や後援団体が、選挙区内のかたに対し、答礼のための自筆のものなどを除き、年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

1 政治家の寄附の 禁止

政治家は、選挙区内のかたに對し、答礼のための自筆のものなどを除き、年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

5 あいさつを目的と する有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内のかたに対し、新聞や雑誌、テレビ、ラジオなどにより、あいさつを目的とした有料の広告を出すことは禁止されています。

4 時候のあいさつ状の 禁止

